

海関総署公告 2007 年第 16 号

2007 年 4 月 2 日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

海関総署公告 2007 年第 16 号

『中華人民共和国知的財産権海関保護条例』（以下「条例」と略す）第二十七条の規定によると、差押えられた権利侵害疑義貨物（以下：権利侵害貨物）が、社会公益事業に用いる方法がなく、且つ知的財産権の権利者に購入意思が無い場合には、海関は権利侵害の特徴を削除した後、法により競売に付すことができる。海関の権利侵害貨物の競売業務に規範化し、海関によるエンフォースメントの透明度を高め、知的財産権の権利者の利益を保障するため、関連事項について以下の通り公告する：

- 一、海関が没収された権利侵害貨物を競売する場合、厳格に「条例」第二十七条の規定により、当該貨物及び包装における権利侵害の特徴を完全に削除しなければならない。権利侵害商標、著作権、専利権、及びその他の知的財産権を侵害している特徴を全部含む。権利侵害の特徴を削除できない限り必ず廃棄し、競売してはならない。
- 二、海関は没収物品を競売する場合、権利者の意見を求めなければならない。

以上。

二〇〇七年四月二日